

【第1回】

令和8年度山梨県雇用管理の改善及び事業の合理化改善計画の認定について

1 はじめに

山梨県では、事業主が作成する「雇用管理の改善及び事業の合理化の改善計画」の認定を行っています。（根拠法令：林業労働力の確保の促進に関する法律）

計画の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）は、国、県、山梨県林業労働センター（以下、「センター」という。）の支援を受けることができます。

2 認定事業主に対する支援

支援内容（主なもの）

国、県による支援	<ul style="list-style-type: none">①「緑の雇用」事業の活用 新規就業者の育成と人件費等の費用の補助②林業・木材産業改善資金の償還期間の延長 償還期間が15年（通常は10年）③国有林野事業における配慮 等級区分の格付けの直近上位及び直近下位の等級への入札参加が可能④地域森林計画図簿（森林簿等）の利用 森林所有者等の同意不要で情報提供を受けることができる
センターによる支援	<ul style="list-style-type: none">①森林整備担い手対策事業費補助金の活用（詳細は別紙1） 労災保険上乗せ補助、エピペン経費助成、奨励金の給付 等②インターンシップ事業の活用 インターンシップ参加者の受入に対する謝金③センターへの委託募集の活用 森林の仕事ガイダンス等で就業者募集をセンターに委託できる

3 事業主の要件

次の2つに該当し、林業労働者を雇用している事業主が該当します。

- ①森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体
 - ②造林業、育林業または素材生産業を営む者、あるいはこれらの者の組織する団体
- ※事業主や役員等が暴力団関係者でないこと

4 改善計画について

(1) 計画の作成

改善計画は単独又は共同で作成することができますが、本県では、センターによる委託募集が行えるように複数の事業主とセンターの共同で作成するのが一般的となっています。作成については、センターが全面的にサポートしますので、ご不明点等ありましたら、お問い合わせください。

(2) 計画の期間

改善計画の実施期間は、認定を受けた日から令和13年3月31日です。

(3) 計画の内容

	○改善措置の実施項目	○改善措置の内容
雇用管理の改善	ア 雇用管理体制の充実	雇用管理者の選任
	イ 雇用関係の明確化	雇用に関する文書の交付
	ウ 雇用の安定化	雇用の通年化、月給制の導入
	エ 労働条件の改善	有給休暇の取得、労働災害の防止
	オ 労働安全の確保	法令等の遵守、安全作業研修等の実施
	カ 募集・採用の改善	労働センターの委託募集の活用
	キ 教育訓練の充実	OJT、OFFJT 研修の計画的実施
	ク 女性労働者等の定着の促進	ハラスメント防止研修の実施
	ケ 高年齢労働者の活躍の促進	知識・経験に応じた配置、高齢者の安全対策措置
	コ 林業分野における障害者雇用の促進	就業規則の見直し 特性等を踏まえた業務配置
	サ その他	雇用管理の改善を促進するために有効な配置
事業の合理化	ア 事業量の安定的確保	事業規模の拡大、素材生産・施業集約化への取組
	イ 生産性の向上	機械化の促進、オペレーターの育成
	ウ 「新しい林業」の実現に向けた対応	デジタル人材の育成
	エ 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上	各種研修・教育訓練等の活用
	オ 林業経営体間の連携強化	他の経営体との協業

5 必要書類及び提出について

必要書類の様式については、下記URLよりダウンロードしてください。

提出の際は別紙2の提出書類チェックシートをご活用ください。

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/ninaite/ninteiringyojigyonushi.html>

①必要書類

- 共同計画認定申請書（センターあて）
- 【様式2】計画書
- 様式2の3、4作成参考資料
- 【別表1】認定確認表
- 【別記1】誓約書
- 直近3ヶ月以内の登記事項証明書 ※法人のみ
- 住民票 ※個人事業主のみ
- 納税証明書
- 直近3ヶ年の貸借対照表・損益計算書 ※法人のみ
- 直近3ヶ年の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書 ※個人事業主のみ
- 雇用契約書・労働条件通知書・就業規則
- 労働保険、社会保険、退職金共済の加入を証明する書類
- 雇用状況調査票
- 別紙2雇用管理の改善計画の申請に係る提出書類チェックシート

②提出期限

令和8年6月30日（火）

※提出後の認定の流れについては、別紙3をご参照ください。

③提出先

山梨県林業労働センター（担当 望月）

住 所：山梨県甲府市武田1-2-5

T E L：055-242-6667

M A I L：toshi-m@y-shinrin.jp

6 改善計画の実施について

認定事業主は、計画に沿って改善措置を実施の上、毎事業年度終了後に改善措置実施状況を報告する必要があります。また、改善計画実施期間が終了したときは、改善措置実施結果の報告をしてください。報告の際に必要な書類や提出期限については以下のとおりです。

(1) 改善措置実施状況及び実施結果報告

○改善措置実施状況報告（毎年度終了時）

・必要書類

□【様式13】改善措置実施状況報告

・提出期限

毎年度終了日から3ヶ月以内

○改善措置実施結果報告（実施期間終了時）

・必要書類

□【様式14】改善措置実施結果報告

・提出期限

実施期間終了日から3ヶ月以内

※提出については、山梨県林業労働センターにお願いします。

(2) 改善計画の変更

認定された改善計画について、以下のことについて変更する場合は、センターにご相談の上、「改善計画変更認定申請書」をご提出ください。

①改善措置の目標を変更する場合

②改善措置の項目を追加又は廃止する場合

③共同改善計画も参加する事業主の数が増加または減少する場合

④改善計画の実施期間を変更する場合

⑤改善措置の実施に係る資金計画について、改善計画認定申請書の内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

7 問い合わせ先

計画書の作成について	山梨県林業労働センター 望月
	TEL :055-242-6667 mail:toshi-m@y-shinrin.jp

各種相談 ▶ 事業所の市町村を所管する林務環境事務所(林業指導担当)	
中北	甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町
峡東	山梨市・笛吹市・甲州市
峡南	市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町
富士・ 東部	富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖 村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

森林整備担い手対策事業（基金事業）

助成項目	助成内容	助成対象経費	補助率
①労働災害補償保険上乗せ補償助成	年間200日以上林業労働に従事した者に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加入した場合、経費の一部を助成。	労災保険の上乗せ補償共済掛金	1/2 以内
②特殊検診（蜂刺されアレルギー検査）助成	蜂刺されアレルギー検査を受診させた場合、経費の一部を助成。	蜂刺されアレルギー検査受診料(1 人当たり 2,415 円以内)	1/2 以内
③蜂刺され対策（エピペン助成）	アドレナリン自己注射器（エピペン）の導入経費の一部を助成。	注射器の導入経費及び使用方法の指導料（1 人当たり 15 千円以内）	1/2 以内
④高度技能作業訓練日給補償助成	就業者養成（林業架線）研修受講者に対し日給補償を行った場合、経費の一部を助成。	研修受講者の日給(1 人 1 日当たり 10 千円以内)	1/2 以内
⑤高度技能資格・免許取得助成	各種資格・免許を取得するための講習等を受講させた場合、経費の一部を助成する。	講習受講料	1/2 以内
⑥新規参入者奨励金	40歳以下の従事者を月給制で通年雇用した場合、奨励金を給付。	奨励金（新規採用から2 年）	1 年目 月1万5千円以内 2 年目 月7千5百円以内
⑦就労環境整備経費助成	作業現場における更衣室・トイレの整備経費の一部を助成。	消耗品費（50,000 円未満）を補助。 「緑の雇用」の新規就業者育成対策を実施する現場は、消耗品費と備品購入費（50,000 円以上）を補助。 対象経費は、女性 1 人当たり 240,000 円を上限とする。	1/2 以内 新規採用から 3 年以内

雇用管理改善計画の申請に係る提出書類チェックシート					
提出先		山梨県林業労働センター			
提出期限		令和8年6月30日			
	提出書類	提出方法			
<input type="checkbox"/>	共同計画認定申請書(センターあて)	紙	○	電子	—
<input type="checkbox"/>	【様式2】計画書	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	様式2の3、4作成参考資料	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	【別表1】認定確認表	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	【別記1】誓約書	紙	○	電子	—
<input type="checkbox"/>	直近3ヶ月以内の登記事項証明書の写し ※法人のみ	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	住民票の写し ※個人事業主のみ	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	納税証明書(全ての県税において未納がないこと)	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	直近3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書 ※法人のみ	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	直近3ヶ年の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書 ※個人事業主のみ	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	雇用契約書、労働条件通知書、就業規則の写し	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	労働保険、社会保険、退職金共済の加入を証明する書類 (直近の労働保険概算・確定保険料申告書継続事業(一括有期事業含む)(事業主 控え)の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届統括表)	紙	—	電子	○
<input type="checkbox"/>	雇用状況調査表	紙	—	電子	○
※提出物の種類、内容すべてOKであればチェックし、提出の際に添付してください。					

改善計画の認定事務の流れ(共同申請の場合)

